

公 告

掲示第14号

佐世保港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、佐世保港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定の発出に伴い、「佐世保港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」（昭和54年7月31日公示）は廃止する。

令和5年4月1日

佐世保税関支署長 下田 義文

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
佐 世 保 港	(1) 前畑外貿ふ頭岸壁（フェンス内： 水深10m、11m、13m及び7.5m、延長770m） (2) 干尽岸壁（フェンス内：水深5.5m、延長90m）	佐世保市干尽町地先、50番地8、50番地9 佐世保市干尽町地先	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
佐 世 保 港	(1) 干尽通船さん橋 (2) 前畑外貿ふ頭岸壁（フェンス内： 水深10m、11m、13m及び7.5m、延長770m） (3) 干尽岸壁（フェンス内：水深5.5m、延長90m） (4) 三浦岸壁（フェンス内：水深10m、延長370m） (5) 浦頭岸壁（フェンス内：水深10m、延長370m）	佐世保市干尽町2番190地先 佐世保市干尽町地先、50番地8、50番地9 佐世保市干尽町地先 佐世保市干尽町1番42地先 佐世保市針尾北町342番6地先	ただし、当該岸壁に接岸した船舶に、その接岸場所から直接積卸する場合に限る。

3 船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
佐世保港	(1) 干尽通船さん橋	佐世保市干尽町 2 番 190 地先	ただし、(2)から(4)及び(6)に掲げる場所において乗組員が下船後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。
	(2) 前畑外貿ふ頭岸壁第1番ゲートから第4番ゲート	佐世保市干尽町 40 番地、44 番地、47 番地、49 番地	
	(3) 干尽岸壁メインゲート	佐世保市干尽町 25 番地 2	
	(4) 三浦岸壁第1番ゲートから第3番ゲート	佐世保市干尽町 1 番 42	ただし、左の(5)及び(7)号に掲げる場所を指定地として交通できる者は、旅客及び乗組員並びに関係船会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。
	(5) 佐世保港国際ターミナル内旅具検査場	佐世保市干尽町 1 番 42	
	(6) 浦頭岸壁北側ゲート及び東側ゲート	佐世保市針尾北町 342 番 6	
	(7) 佐世保クルーズセンター内旅具検査場	佐世保市針尾北町 342 番 2	

4 修理船に対する船用品、携帯品及び船舶修理資材の積卸場所並びに当該船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
佐世保港	(1) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所第6ドック横浮さん橋	佐世保市立神町 1 番 1 号	ただし、左の各号に掲げる場所を指定地として交通できる者は、佐世保重工業株式会社佐世保造船所従業員（同造船所に登録された下請従業員を含む。）及び船舶代理店従業員並びに乗組員のみとし、岸壁及びドックにおける交通は接岸船舶及び入渠船舶と直接行う場合に限るものとする。
	(2) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所第1ドック両側（渠口から各 130m）	佐世保市立神町 31 番	
	(3) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所第3ドック両側（渠口から各 345m）	佐世保市立神町 27 番	
	(4) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所甲岸（動力及び木型工場西側岸壁のうち北端から南東へ 115m）	佐世保市立神町 1 番 1 号	
	(5) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所第5ドック両側（渠口から各 155m）	〃	
	(6) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所第6ドック両側（渠口から各 175m）	〃	

港名	場所の名称	所在地	備考
佐世保港	(7) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所 蛇島西側ドルフィン（南端から北端までの間240m）	佐世保市立神町33番	
	(8) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所 蛇島南側ドルフィン（東端から西端までの間200m）	佐世保市立神町21番	
	(9) 赤崎ドルフィン （第1ピットから第2ピットまでの間288m）	佐世保市赤崎町1416番 7号、8号、9号、11号	
	(10) 立神係船池岸壁のうち、1号から5号までの岸壁	佐世保市立神町22番	
	(11) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所第4 ドック両側（渠口から各360m）	佐世保市立神町27番	
	(12) 佐世保重工業株式会社佐世保造船所乙岸 壁（東端から西端までの100m）	佐世保市立神町8番4号	